

第 12 移動タンク貯蔵所

1 移動タンク貯蔵所の基準

危政令第 15 条第 1 項に規定する移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準については、「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針について」（昭和 48 年 3 月 12 日消防予第 45 号通知）以下「移動タンク指針」という。）によるほか、次によること。

- (1) 平成 2 年 5 月 22 日以前、灯油専用の移動タンク貯蔵所（トラックの荷台の上に移動貯蔵タンクを積載し、Uボルトで固定し、積替えをしないもの）は、運用上積載式の移動タンク貯蔵所としてきたが、平成 2 年 5 月 23 日以後は積載式以外の移動タンク貯蔵所として取り扱うこと。（平成元年 7 月 4 日消防危第 64 号質疑）
- (2) 廃油（第 4 類第 3 石油類）を移送する移動タンク貯蔵所のタンク後部鏡板にタンク内部清掃用のマンホールを設置することは認められないものであること。（昭和 55 年 12 月 26 日消防危第 155 号質疑）
- (3) 危政令第 15 条第 1 項第 15 号に規定する結合金具として、次のワンタッチ式のものは認めて差し支えないものであること。

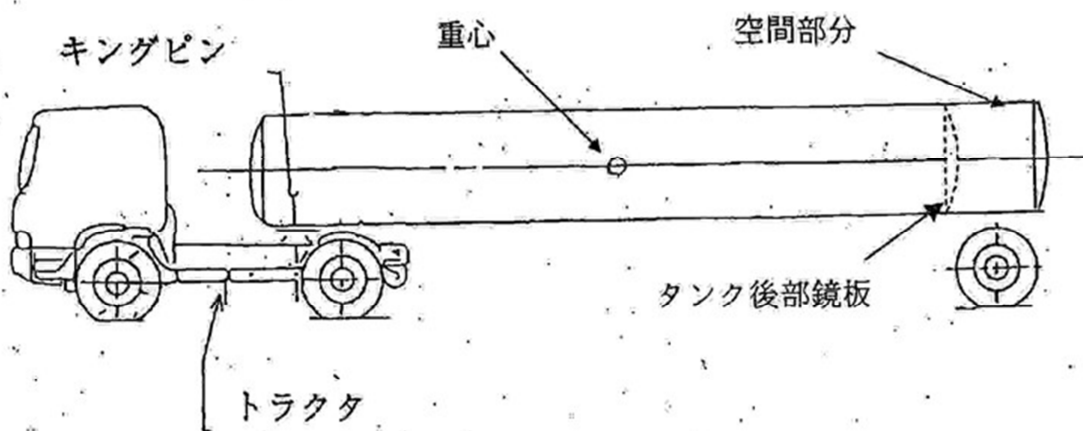
ア 昭和機器工業株式会社 MS 型ホースカップリング（昭和 55 年 4 月 11 日消防危第 53 号質疑）

イ 昭和機器工業株式会社 T-80 型ホースカップリング（昭和 56 年 4 月 2 日消防危第 42 号質疑）

- (4) 被けん引車式移動タンク貯蔵所のトラクター側に、作動油タンク及び油圧ポンプを、トレーラー側にオイルモーター及び吐出用ポンプを積載し、エンジンミッションから動力電動軸を介してトラクター側の油圧ポンプを作動させ、この油圧によりトレーラー側のオイルモーターを介して吐出用ポンプを作動させる構造のものを設置して差し支えないこと。（昭和 58 年 11 月 29 日消防危第 124 号質疑）
- (5) 危政令第 15 条第 1 項第 13 号に規定する「可燃性の蒸気に引火しない構造」とは、防爆性能を有する構造をいうものであること。（平成元年 7 月 4 日消防危第 64 号質疑）
- (6) 移動タンク貯蔵所の防護枠の後部に、後方確認用のカメラを設置する場合には、防護枠の強度に影響を与えないものとするほか、電気設備を設けるものにあっては、可燃性の蒸気に引火しない構造とすること。（平成元年 7 月 4 日消防危第 64 号質疑）
- (7) 危政令第 15 条第 1 項第 17 号に規定する「危険物の類、品名及び大数量を表示する設備」に代えて、その内容を鏡板に直接記載しても差し支えないものであること。（平成元年 7 月 4 日消防危第 64 号質疑）
- (8) 危政令第 15 条第 1 項第 9 号に規定する底弁を空気圧で作動する機器により開閉する構造として差し支えないものであること。（平成 4 年 2 月 6 日消防危第 13 号質疑）

- (9) 被けん引式の移動タンクの前方又は後方に空間部分を設け、この空間部分に次の設備を設けた構造の移動タンク貯蔵所については、認めて差し支えないこと。(い)
- ア タンクの水圧試験における漏れ又は変形の確認等を行うための人の出入りさせることを目的とした点検用出入口
 - イ タンク前部鏡板部分又はタンク後部鏡板部分から危険物が漏洩した場合、空間部分での可燃性蒸気の滞留防止に有効な空間部分の上下に各 1 個所以上に設けられた通気口
 - ウ タンク前部鏡板又はタンク後部鏡板を外部から目視できる点検口
 - エ 空間部分に雨水の侵入等によって、水が滞留することを防止するための水抜口
(第 11-1 図参照) (平成 18 年 9 月 19 日消防危第 191 号質疑)

図 タンクの後方に空間部分を設けた移動タンク貯蔵所



第 11 - 1 図 タンクの後方に空間部分を設けた移動タンク貯蔵所

2 積載式移動タンク貯蔵所の基準

- (1) 危政令第 15 条第 2 項に規定する積載式移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準については、移動タンク指針「第 3 積載式移動タンク貯蔵所」によること。
- (2) 危規則第 24 条の 5 第 3 項第 8 号に規定する「附属装置」とは、マンホール、注入口、安全装置、底弁等それらが損傷すると危険物の漏れが生じるおそれのある装置をいい、このおそれのない断熱部材、バルブ等の収納箱等は含まれないものであること。なお、すみ金具付きの箱枠にあっては、すみ金具の 外側を箱枠の 外側とすること。
- (3) 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所

国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の取扱いについては、「国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する指針について」(平成 13 年 4 月 9 日消防危第 50 号通知)によるほか、次によること。

- ア 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の移動貯蔵タンク (タンクコンテナ) に、危規則第 24 条の 5 第 5 項第 4 号に定める表示を行う場合には次に掲げる方法として差し支えないこと。(平成 7 年 3 月 10 日消防危第 22 号質疑)

(7) 文字、許可行政庁及び許可番号の表示は塗料で表示する方法、シールを貼付する方法があること。

(4) 表示は、タンク本体の外表面及びタンクを収納する箱枠に取り付けられた表示板に行うこと。

イ 国際輸送用タンクコンテナについて、海外から運んできた積み荷を下ろした後、移動タンク貯蔵所として国内で使用して差し支えないこと。(平成6年7月29日消防危第66号質疑)

3 給油タンク車

危政令第15条第3項に規定する航空機の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所(以下「給油タンク車」という。)の位置、構造及び設備の技術上の基準については、移動タンク指針「第4 給油タンク車及び給油ホース車」によるほか、次によること。

- (1) 危規則第24条の6第3項第1号に規定する「火炎の噴出を防止する装置」とは、遠心力を利用して排気中の固形分を分離する遠心式火花防止装置をいうものであること。(平成元年7月4日消防危第64号質疑)
- (2) 危規則第24条の6第3項第2号に規定する「給油ホース等が適正に格納されていないと発進できない装置」とは、給油ホース等が適正に格納されていない場合、ギヤーがニュートラル以外になれば、エンジンが止まる装置をいう。(平成元年7月4日消防危第64号質疑)
- (3) 給油ホースの先端部に手動開閉装置を備えた給油ノズル(開放状態で固定する装置を備えていないものに限る。)により給油を行うオーバーウイング給油タイプの給油タンク車には、危政令第23条の規定を適用し、危規則第24条の6第3項第2号に規定する「給油ホース等が適正に格納されていないと発進できない装置」を設けなくても差し支えないものであること。(平成元年12月21日消防危第114号質疑)
- (4) 危規則第24条の6第3項第3号イに規定する「最大常用圧力」とは、リリーフ弁付きのものにあってはリリーフ弁の吹き始め圧力をいい、リリーフ弁がないものにあってはポンプ吐出圧力をいうものであること。(平成元年12月21日消防危第114号質疑)
- (5) 危規則第24条の6第3項第1号及び危規則第26条第3項第6号ロに規定する火炎の噴出を防止する装置について、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成15年国土交通省告示第1317号)による改正後の道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)第41条に基づく排出ガス規制(平成17年排出ガス規制)に適合している場合には、これと同等以上の性能を有するものと認められること。(平成19年3月29日消防危第68号質疑)

4 アルキルアルミニウム等又はアセトアルデヒド等の移動タンク貯蔵所

- (1) 危規則第 24 条の 8 及び第 24 条の 9 で特例を定めていない事項については、危政令第 15 条第 1 項及び第 2 項の基準が適用になるものであること。(平成元年 3 月 1 日消防特第 34 号、消防危第 14 号通知)
- (2) 道路運送車両の保安基準に定められる道路運送車両の車両総重量に係る基準を満足する場合にあっては、アルキルアルミニウム等の移動タンク貯蔵所を 3 基以上積載することは認めて差し支えないこと。(平成 9 年 3 月 25 日消防危第 27 号質疑)